

<開発事業に係る申請書類（規則第18条関係）>

申請書類	概要(申請書第二面)	付近見取図	委任状	近隣関係者の範囲図	近隣関係者名簿	近隣説明結果報告書	土地の登記事項証明書※	同意書	公図の写し	求積図	土地利用計画図	造成計画断面図	造成計画平面図	予定建築物平面図	予定建築物立面図	予定建築物断面図	給水施設計画平面図	排水施設計画平面図	(構造及び計算式を含む)	緑化計画図	植栽図	消防水利施設設置図	ごみ集積所設置図	駐車施設設置図	環境法令該当確認書	その他	
○…必要な図書 △…物件により必要な図書 ▲…中高層建築物 提出部数…正本、正本の写し各一部	申請書(様式第十三号)																									開発指導課必要図書 △管理規約等 △管理者表示板の仕様 △葬祭場等建築に係る 周辺環境配慮計画書 △説明会議事録 ※法務局で取得した原本	
街づくり計画部	◎開発指導課 低層棟2階 04(2998)9379	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	正本及び正本の写し (計2部) ファイルとじ込み

<審査・協議用図書一覧>

申請書類	概要(申請書第二面)	付近見取図	公図の写し	求積図	土地利用計画図	造成計画断面図	造成計画平面図	予定建築物平面図	予定建築物立面図	予定建築物断面図	給水施設計画平面図	排水施設計画平面図	(構造及び計算式を含む)	緑化計画図	植栽図	消防水利施設設置図	ごみ集積所設置図	駐車施設設置図	環境法令該当確認書	その他					
○…必要な図書 △…物件により必要な図書 ▲…中高層建築物 ■…分譲の共同住宅 ◎…協議結果とりまとめ課	連絡先																								※別途各課必要図書
市民部	◎防犯交通安全課 高層棟5階 04(2998)9140	○	○					○															△		※駐車施設の整備に関する 基準に係る算出書
	地域づくり推進課 高層棟5階 04(2998)9083	○	○																						
環境クリーン部	◎資源循環推進課 高層棟5階 04(2998)9146	○	○				○																		
	環境対策課 高層棟5階 04(2998)9230	○	○	○	○	△	△	○	○			○													○
	生活環境課 高層棟5階 04(2998)9370	○	○																						
	みどり自然課 高層棟5階 04(2998)9373	○	○					○						○	○										※緑化計画書 平面図は1階のみ
	収集管理事務所 収集管理事務所 04(2946)5353	○	○				△			▲	▲							△							※ごみ集積所設置・移転に 関する現地調査依頼書
建設部	◎建設総務課 低層棟2階 04(2998)9171	○	○	○	○	△	△																		※道水路境界確定図又は境 界確定証明書
	道路建設課 低層棟2階 04(2998)9172	○	○	○	○	△	△																		※都市計画道路が重なる場 合、添付図書に計画線明示
	道路維持課 低層棟2階 04(2998)9168	○	○			○	△	△																	※道路縦横断面図(道路の帰 属が発生する場合)
	公園課 高層棟7階 04(2998)9196	△	△			△		△																	※公園整備に関する計画書 (公園の帰属が発生する場合)
	河川課 高層棟7階 04(2998)9375	○	○			○	○	△	△	▲	▲		○												※雨水抑制協議書
街づくり計画部	都市計画課 (準工業地域の中高層建 築物の建築に限る。) 高層棟5階 04(2998)9192	▲	▲			▲			▲	▲	▲														
	住宅政策課 高層棟5階 04(2998)9216	■	■			■			■	■	■														※新築マンション管理事項 届出書、管理規約等の案、 長期修繕計画の案
上下水道局	下水道維持課 上下水道局庁舎2階 04(2921)1022	○	○	○	○	△	△	○	○	▲	○	○													
	下水道整備課 上下水道局庁舎3階 04(2921)1023	○	○			○	○	△	△				○												
	窓口サービス課 水道担当 上下水道局庁舎1階 04(2921)1086	○	○	○	○	○	△	△	○	○	▲	○	○												
	◎窓口サービス課 排水設備担当 上下水道局庁舎1階 04(2921)1086	○	○	○	○	○	△	△	○	○	▲	○	○												
教育委員会	市立埋蔵文化財調査センター 市立埋蔵文化財調査センター 04(2947)0012	○	○																						
	◎学校教育課 高層棟6階 04(2998)9238	○	○																						
埼玉西部消防局 ※手続1の場合は不要	消防管理課 (◎開発指導課) 所沢中央消防署 04(2929)9124 所沢東消防署 04(2998)1191	○	○					○	△	△	○	▲	▲										△		
合計(最大枚数)		21	21	6	8	17	10	10	13	8	7	3	6	1	1	1	1	1	2	1					各課分ホチキス止め等 (ファイルとじ込み不要)

<手続区分表>

開発事業区域面積	手続区分	協議先
2,000㎡未満	手続1	手続1…街づくり計画部、市民部、環境クリーン部、建設部、上下水道局、教育委員会、〔※危機管理室、福祉部(高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課)〕
建築物の最高の高さ15m以上 地上5階以上 建築物の延べ面積6,000㎡以上 いずれかの場合	手続2	手続2…街づくり計画部、市民部、環境クリーン部、建設部、上下水道局、教育委員会、埼玉西部消防局〔所沢中央消防署(消防管理課)又は所沢東消防署(消防管理課)〕、〔※危機管理室、福祉部(高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課)〕
2,000㎡以上	手続2	
ア 開発事業区域の面積が10,000㎡以上 イ 100戸以上の共同住宅又は延べ面積が10,000㎡以上の建築物の建築	手続3	手続3…大規模開発事業(協議先は手続2と同様) ※ 開発事業の種別により危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課との協議が必要となります。協議が必要なときは、それぞれの所管より連絡します。